

議案第 34 号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成
27 年板橋区条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第
7 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。